広告主・管理者・屋外広告業者の皆様へ

# 屋外広告物の防火安全対策

高さ３ｍ越えの
看板等は
「不燃材料」で
防火措置を！

令和7年(2025年)8月18日に発生した大阪市中央区のビル火災では、事故調査の結果、外壁に設置されていた屋外広告物が不燃材料ではなかったことが、急速な延焼拡大の要因の一つとして指摘されています。

## 防火対策にご協力ください

### 対象となる広告物

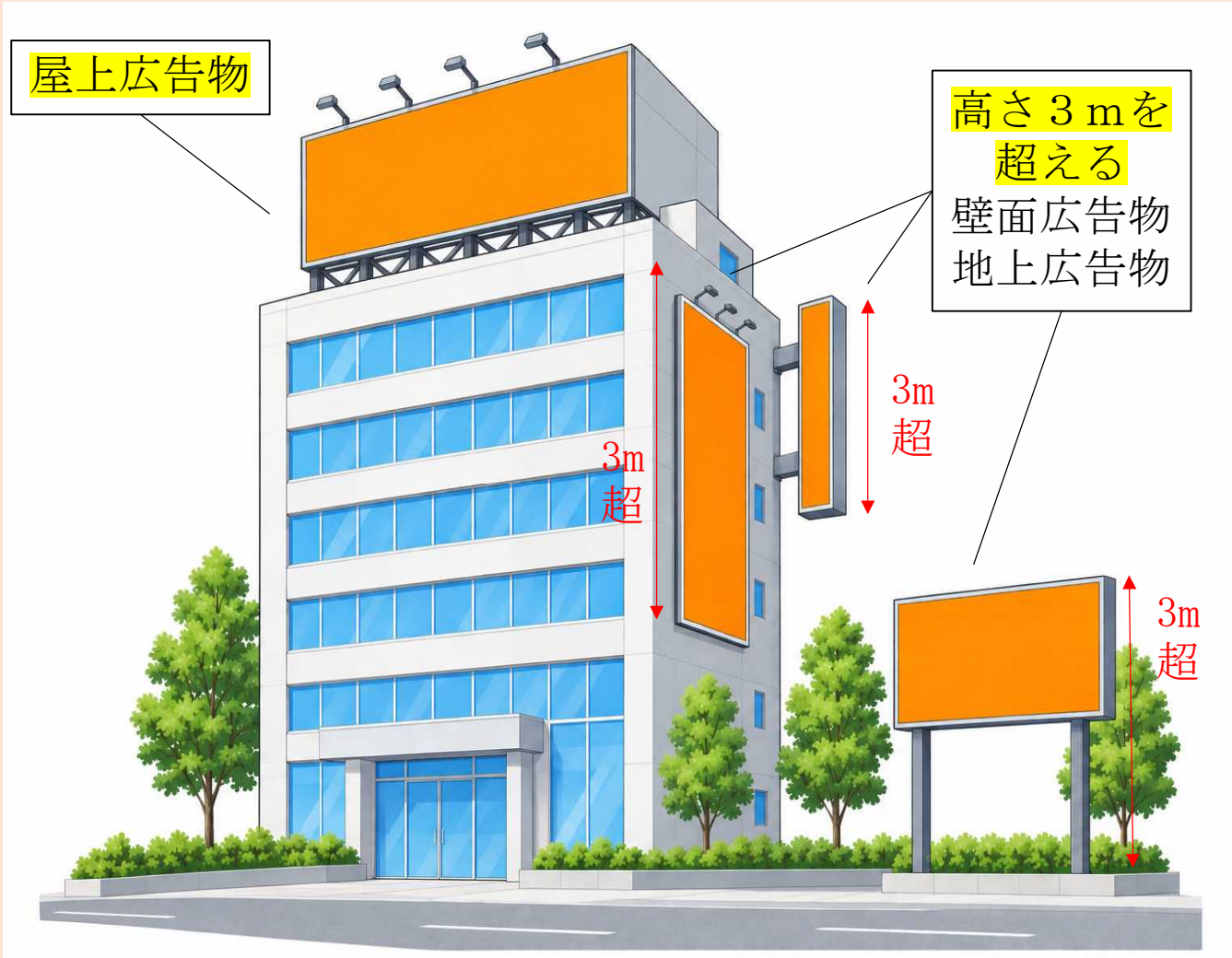
**防火地域内で**

看板、広告塔、装飾塔
その他これらに類する工作物で

・建築物の屋上に設けるもの

・高さ３ｍを超えるもの

主要な部分を
「不燃材料」で造る、又は
「不燃材料」で覆う必要があります。
（建築基準法第６４条）




※防火地域内外を問わず、高さ４ｍを超える場合は、建築確認申請が必要です。

## 不燃材料とは？

国土交通省HPをご確認ください。
建築基準法に基づく構造方法等の認定
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

## 北海道の防火地域は？

以下１０市の都市計画区域内にて指定されています。
詳細は、各市へお問い合わせください。

札幌市　小樽市　函館市　旭川市　登別市　釧路市　帯広市　苫小牧市
北見市　稚内市

○○市・・道条例ではなく市の屋外広告物条例が適用される市

2026年10月現在

問い合わせ先：胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課
TEL：0143-24-9595

または下記の北海道HPから、お近くの窓口をご確認の上、お問い合わせください。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/toiawase.html

北海道